

幸下発第 1 1 5 号
令和 6 年 5 月 2 7 日

幸手市下水道事業審議会
会長 木下 芳郎 様

幸手市長 木 村 純 夫



諮 問 書

幸手市下水道審議会条例（令和 2 年条例第 1 3 号）第 1 条に基づき、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適正化について

2 諮問の趣旨

幸手市の公共下水道事業は、平成 3 年に供用を開始した後、現在まで消費税による改定を除いて一度も使用料の改定を行うことなく積極的な整備と下水道サービスの提供に取り組んでまいりました。

下水道事業は、公営企業と位置づけられ、独立採算が原則となりますが、現在、本市公共下水道事業におきましては、一般会計繰入金への依存度が依然として高い状態となっています。

さらに、今後、施設の老朽化に伴う更新費用の増大、人口減少や節水器具の普及などから水需要の減少が予想されており、財源確保の観点から市民の皆様にご負担いただく下水道使用料に着目しなければならない状況となっております。

つきましては、今後の安定的で継続可能な幸手市公共下水道事業の運営のための使用料適正化について、貴審議会に意見を求めます。